

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度伊江村一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】消費税引上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分) 33,262 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費 235,196 千円

(単位:千円)

区分		事業費	財源内訳				うち社会保障財源化分の地方消費税交付金
			特定財源			一般財源	
			国庫支出金	県支出金	その他		
社会福祉	保育所費	74,302	263	120	2,899	71,020	10,000
社会保険	国民健康保険繰出金	160,894	6,021	23,674	0	131,199	23,262
合計		235,196	6,284	23,794	2,899	202,219	33,262

※社会保障財源化分の地方消費税交付金には、事務費及び人件費は含まない。